務者のその交付を受けた日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市町村民税については、当該手当金等の交付により生じた所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

2　前項の規定は、特別区について準用する。この場合において、同項中「市町村」とあるのは「特別区」と、「市町村民税」とあるのは「特別区民税」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

法律第五十号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条　個人が、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条の規定による手当金（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するためのもので当該手当金と併せて政令で定める要件を満たす補助金が交付されるものに限る。）、口蹄疫対策特別措置法第六条第九項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金（以下「手当金等」という。）の交付を受けた場合には、当該個人のその交付を受けた日の属する年分の当該手当金等の交付により生じた所得に対する所得税を免除する。

2　前項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人税の特例）

第二条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が、指定期間内に手当金等の交付を受けた場合には、当該法人の当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該手当金等の交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に手当金等の交付を受けた場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該手当金等の交付を受けた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　人格のない社団等　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

二　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

三　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

四　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

五　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

六　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

七　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

4　前項に定めるもののほか、手当金等に係る利益の額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政　令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第二百二十一号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（個人の道府県民税の特例）

第一条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の規定により道府県民税が免除されることとなる手当金等の交付により生じた所得の金額は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百二十二号）第一条第三項及び第四項の規定の例により計算した金額とする。

2　法第一条第一項に規定する政令で定める額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の総所得金額（以下この項において「総所得金額」という。）に係る道府県民税の所得割の額から、前年において生じた法第一条第一項に規定する所得の金額がなかったものとして計算した場合における総所得金額に係る道府県民税の所得割の額を控除した金額とする。

3　法第一条第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に法第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付により生じた所得の金額の計算に関する明細書その他総務省令で定める書類の添付がある場合（これらの申告書に当該明細書及び書類の添付がないことについてやむを得ない理由があると市町村長（特別区長を含む。）が認める場合を含む。）に限り、適用する。

4　法第一条第一項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額から、前年において生じた同項に規定する事業所得」とあるのは、「前年において生じた平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一条第一項に規定する所得の金額の合計額」とする。

5　法第一条第一項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額から、前年において生じた同項に規定する事業所得」とあるのは、「事業所得の金額及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一条第一項に規定する所得の金額の合計額」とする。